

消費者庁からの修正意見に対する回答について

仏壇公正取引準備委員会

2011年8月11日及び8月25日、消費者庁から申請した施行規則等に関して修正意見がきました。内容は、原産地（国産／外国産）と二重価格に係る修正意見です。

二重価格規定については、消費者庁及び公正取引委員会の指導どおり対応する方針です。原産地（国産／外国産）につきましては、協議会準備会、発起人会として議論を重ねてきておりますので、当方の考え方は変えないで、消費者庁に、協議会準備会、発起人会の考え方をご理解いただくよう今後とも繰り返しお話しをさせていただく方針です。

消費者庁のご指摘への対応方針は、以下のとおりです。

1. 施行規則の規定の書き方や、施行規則とガイドラインで決める内容の振り分けなどの修正については消費者庁のご指導に沿うよう努める。
2. しかし、仏壇の原産国を決めるルールの内容については、昨年来の様々な業界調整や、経済産業省研究会での検討、発起人会での検討などを経て、WTOの原産地規則の調和作業の考え方とも整合的な案を作成し申請案とした。消費者庁の指摘を受けて改めてルールの内容を変更することになると、業界内の再調整は極めて困難が予想される。消費者庁に業界の考え方を理解いただくよう粘り強く努力する。

具体的には、以下の状況です。

1. 消費者庁指摘概要

(1) 2011年8月11日

1. 消費者庁案として「木地、塗り、装飾、組立・仕上の4工程が国内で施工されていれば国産とする」で如何か。装飾には、屋根、彫刻、蒔絵、鍔金具、金箔が含まれ、これの中身をガイドラインで決めることには支障は無い。
2. 唐木仏壇との整合性（唐木の国産表記の条件には木地が含まれる）を考えると木地は必須とすべき。
3. 唐木仏壇の原産国表示にも更に工夫が必要。国産か海外産かという区分と、国内組立品やノックダウンという表示が入り混じり複雑感がある。

(2) 8月25日

全工程国産のものを「国産」、全工程海外のものを「海外」、その他のものを「海外及び日本」と表示してはどうか。

2. 対応

(1) 国産／外国産の判断の考え方は変更しない。

具体的には、

- 1) 発起人会で決定した「経済産業省研究会図表15の考え方」を当面の基準として採択

するが、「製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる定義で、それ以外のものが合意されれば、本ガイドラインに追加するものとする。」
という考え方は変更しない。

2) 原産地を「海外及び日本」と表示する案は、ひとつの製品の原産国はひとつの国という基本に合わないので受け入れられない。

3) 消費者庁施行規則案の「木地、塗り、装飾、組立・仕上の4工程」という規定の仕方は受け入れるが、ガイドラインで、装飾は「金箔押し、宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵の5工程」とし「金箔押し」は必須とする。

(2) その上で、施行規則別表・ガイドライン案は、消費者庁の意向に全面的に沿って修正する。

3. 消費者庁指摘前後の変更点

(1) 「金仏壇の原産国に関して、施行規則別表4の「所定の工程」という記載は適切ではない。所定の工程の中身を決めておくべき。施行規則と規則の段階で消費者に説明できることが大切。」との指摘を受け、申請案では組立・仕上げ以外はガイドラインで決めることとしていた「付加価値の過半が日本で施工されたと認められる定義」の一部が施行規則に書かれることとなった。

このため、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる定義で、それ以外のものが合意された場合、ガイドライン修正を届け出るだけでなく、施行規則修正については、消費者庁、公正取引委員会の認可が必要となることとなった。

(2) 「唐木仏壇との整合性（唐木の国産表記の条件には木地が含まれる）を考えると木地は必須とすべき。」との指摘があった。このため、金仏壇で、木地を必須工程から外す場合は、唐木仏壇も同時に外す修正案を作ることが必要となった。

(3) 海外、ノックダウンといった用語をシンプルにするよう指導を受け、ノックダウン表現は取りやめとした。

<発起人会合意ガイドライン案> 原産国の定義の詳細について

1. 施行規則別表4「国産 または 日本」の内容中「所定の工程が日本で施行されていることから付加価値の過半が日本で施行されたと認められる」場合は、以下のとおりとする。

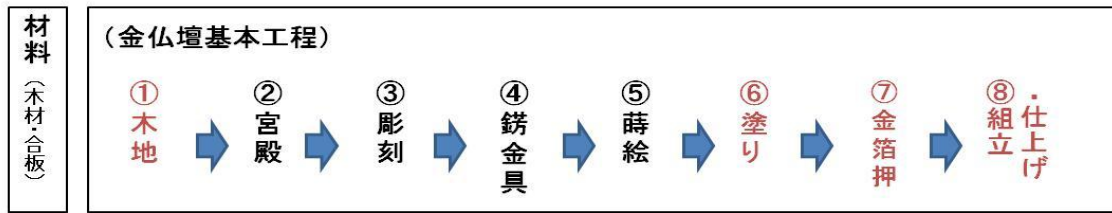
(1) 製造工程（木地、宮殿、彫刻、鍔金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本ガイドラインにおいて同じ。）のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程すべて及び宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されたもの。

(2) 製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施行されたと認められる定義で、上記(1)以外のものが合意されれば、本ガイドラインに追加するものとする。

2. ひとつの工程を複数国にまたがって施工した場合は、組立・仕上げが日本で施工され、かつ、付加価値の過半が日本で施行されたと認められるかにより、「国産 または 日本」を判断するものとする。

図表 15 金仏壇、唐木仏壇の原産国に関する表示

金仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸入可	日 本	☆	☆	☆	☆	日 本	日 本	日 本
	(注) ☆はいずれか1工程以上が日本国内で施工。(つまり、すべての工程が国内の場合も含む。)							

表示用語: 海外(国内組立品) または 海外(ノックダウン品)

輸入可	-	-	-	-	-	-	-	日 本
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。							

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸入可	-	-	-	-	-	-	-	海 外
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。							

唐木仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸入可	日 本	-	-	日 本	日 本
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。				

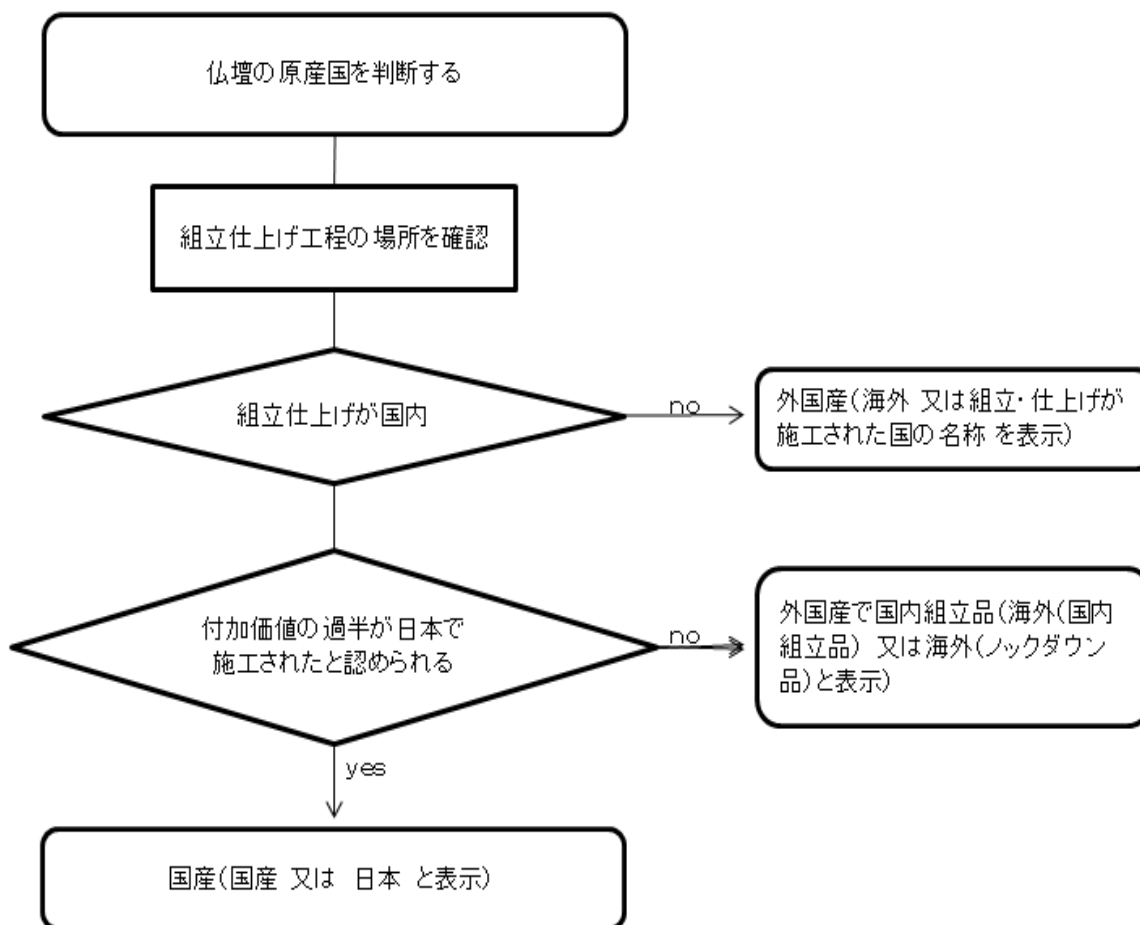
表示用語: 海外(国内組立品) または 海外(ノックダウン品)

輸入可	-	-	-	-	日 本
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。				

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸入可	-	-	-	-	海 外
	(注) 「-」は国内外どちらでもよい。				

(参考) 金仏壇の国産、外国産の判断フローチャート



注:「所定の工程が日本で施工されていることから付加価値の過半が日本で施工されたと認められる」は、ガイドラインに示した「加工工程基準」で判断する。

I. 施行規則第46条について

(二重価格表示の制限)

[施行規則]

第46条 規約第11条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 「自店販売価格」とは、当該仏壇を実際に販売しようとする価格をいう。
- (2) 「自店平常（旧）価格」とは、当該店舗において当該仏壇と同一の商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間に実際に販売されていた価格又は当該期間に同一の商品が販売されなかった場合においては直近に販売した価格をいう。



[消費者庁指摘] 規定が緩すぎるので、一般的な取り決めにしていきたい。



8月27日修正案

[施行規則]

第46条 規約第11条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 「自店販売価格」とは、当該仏壇を実際に販売しようとする価格をいう。
- (2) 「自店平常（旧）価格」とは、当該店舗において当該商品と同一の商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。

注1：ピアノの施行規則と同一条文とした。

注2：仏壇の場合、長期間に売れないモノがあるため、別途、ガイドラインで「当該期間に同一の商品が販売されなかった場合においては、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間に実際に価格表示していた価格又は直近に販売した価格とする。」旨を定めることとしたい。